

# 五大特許庁会合の成果と今後

## ～特許制度調和の議論と五大特許庁会合～

2011年7月  
特 許 庁

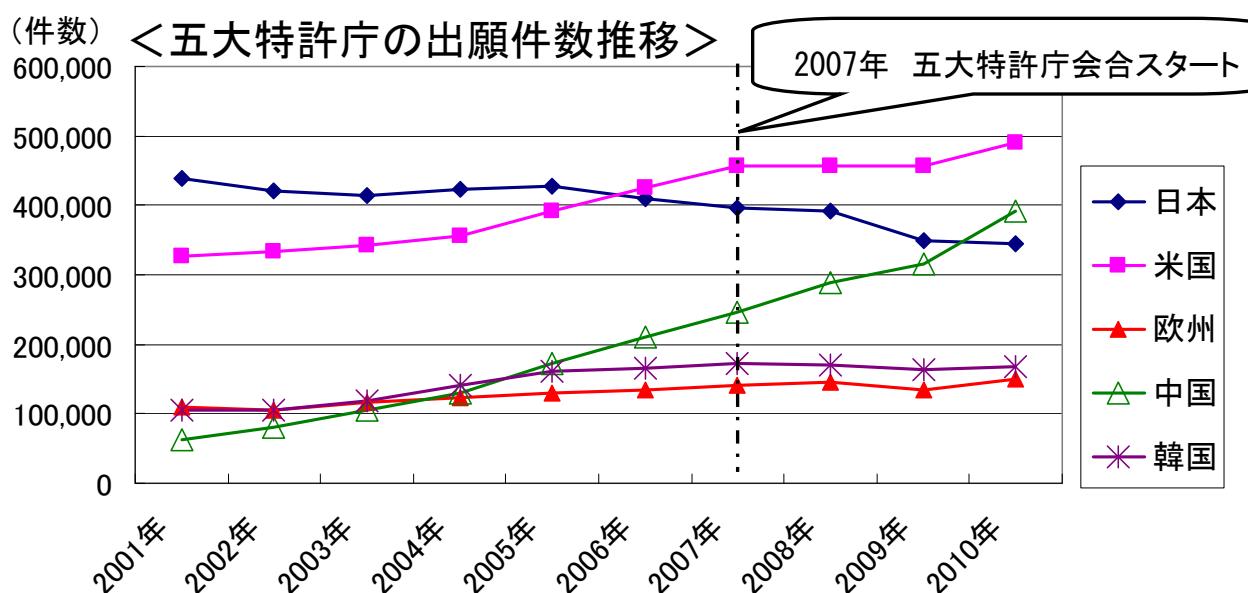
# 1. 五大特許庁会合とは

- 企業活動のグローバル化に伴い、世界の特許出願は増加。そのうち、日米欧中韓で世界の全特許出願の8割を占める状況。
- 特に、中国の特許出願数が増加。国際的な協力が早急に必要。
- 従来からの日米欧三極、日中韓の協力の枠組みに加え、  
→ 2007年に日米欧中韓からなる五大特許庁の会合（IP5）を開催。以降、特許審査の重複削減、審査の効率・質の向上、権利の安定性の確保を目的とした協力活動を実施。

中国、韓国の出願数が増加。

特に、中国は2010年に日本を抜き世界第2位に。

なお、日米欧中韓で世界の出願の8割（2008年ベース）



## 2. 五大特許庁のこれまでの取組

■五大特許庁会合で議論を重ね、五庁間の特許審査のワークシェアリングに焦点をあて、審査経過や審査結果の交換スキーム、その基盤となる電子システムの整備等を中心とした「10の基礎プロジェクト」を開始。各プロジェクトは、作業グループの活発な議論により着実な成果を上げているところ。

- ・審査結果相互参照システム
- ・共通文献データベース
- ・共通出願様式
- ・優先権書類の電子的交換システム
- ・共通ハイブリッド分類
- ・五庁審査官協議（審査官ワークショップ開催）など

### ワークシェアリングに向けた取組

※導入に向け作業中



SIP0 (中)



KIP0 (韓)



JPO (日)



EPO (欧)



USPTO (米)

### 共通出願様式

※SIP0：中国国家知識産権局  
KIP0：韓国特許庁  
JPO：日本国特許庁  
EPO：欧州特許庁  
USPTO：米国特許商標庁

### 優先権書類の電子的交換システム

※導入に向け作業中

五庁がそれぞれ保有する文献データベースへの相互アクセスを円滑化

### 共通文献データベース

サーチ・審査結果に関する情報を日米欧三極及び韓国特許庁間で相互参照可能（機械翻訳付き）

### 審査結果相互参照システム

審査官ワークショップを開催し、審査や基準の相互理解を促進

### 五庁審査官協議



# (参考) 五大特許庁会合における「10の基礎プロジェクト」



## サーチ及び審査結果への共通アクセス (JP0)

- 関連した出願の各庁における審査情報を一括して表示する審査結果相互参照システム（ワンポータルドシエ）を実現し、また、WIPOのデジタルアクセスサービスの利用を含む優先権書類電子交換の利用を拡大し促進するプロジェクト。

## 共通ハイブリッド分類 (EPO)

- 各庁の詳細な内部分類を用いて五庁間で共通化しつつ、国際特許分類（IPC）を細分化していくプロジェクト。

## 共通トレーニングポリシー (KIP0)

- 審査官ワークショップの開催、研修の相互参加等を行うプロジェクト。

## 審査実務と品質監理の共通ルール (SIP0)

- 審査実務のルールの共通化と品質監理システムの共通化を目的とするプロジェクト。

## サーチ戦略の共有化と文書化 (USPTO)

- 各庁のサーチ戦略やサーチ履歴を記録・文書化し、他庁と共有化するプロジェクト。

## 共通出願様式 (JP0)

- 出願人が各庁共通の出願様式で、各庁に特許出願明細書を提出することができるようになるプロジェクト。

## 共通文献データベース (EPO)

- 各庁審査官が同一の文献範囲をサーチし得るように、各庁保有のデータベースへのアクセスを円滑にするプロジェクト。

## 相互機械翻訳 (KIP0)

- 機械翻訳を他のプロジェクトに利用し、言語障壁を克服することによりワークシェアリングを促進するプロジェクト。

## 審査の共通統計のパラメータ (SIP0)

- 各庁間で共通の審査統計パラメータシステムを構築し、共通化された統計パラメータ（指標）で審査関連統計情報を交換できるようにするプロジェクト。

## 共通のサーチ及び審査支援ツール (USPTO)

- 各庁審査官が、同じ案件について同等のサーチ結果を実現できるような共通の審査・サーチツール環境を整備するプロジェクト。

※ 括弧内は各プロジェクトのリード庁。

### 3. 特許制度調和の必要性

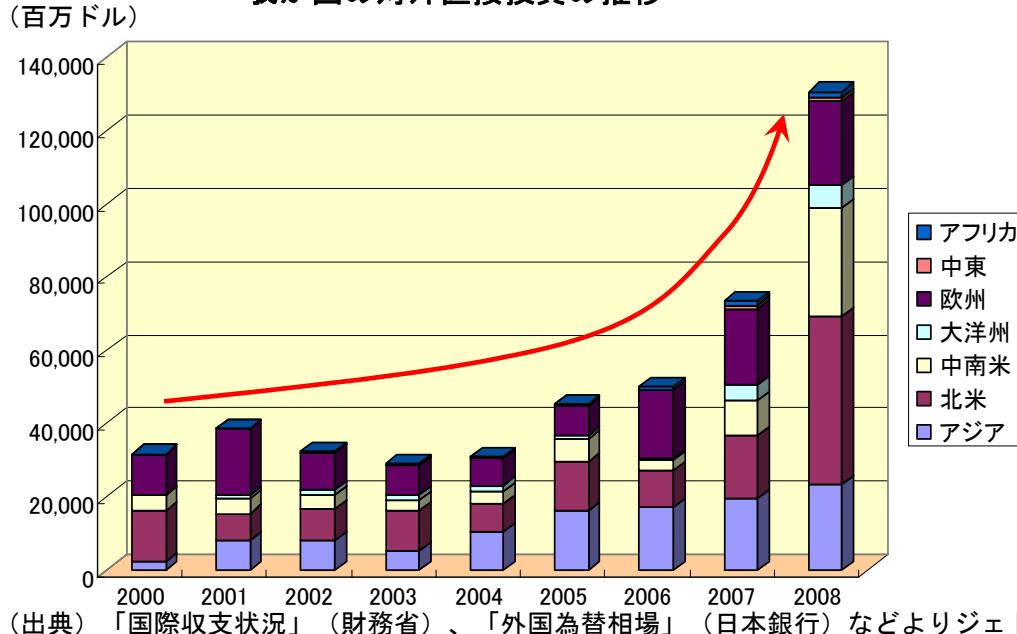
- 独占権たる特許は、企業等の事業戦略上重要なツールの一つ
- 90年代以降、事業活動のグローバル化は一層進展、それに伴い国際的な特許出願も急増
- 海外での事業活動を支えるための海外での特許取得の必要性



**海外での円滑かつ予見性の高い特許取得を可能にする  
特許制度の調和が必要**

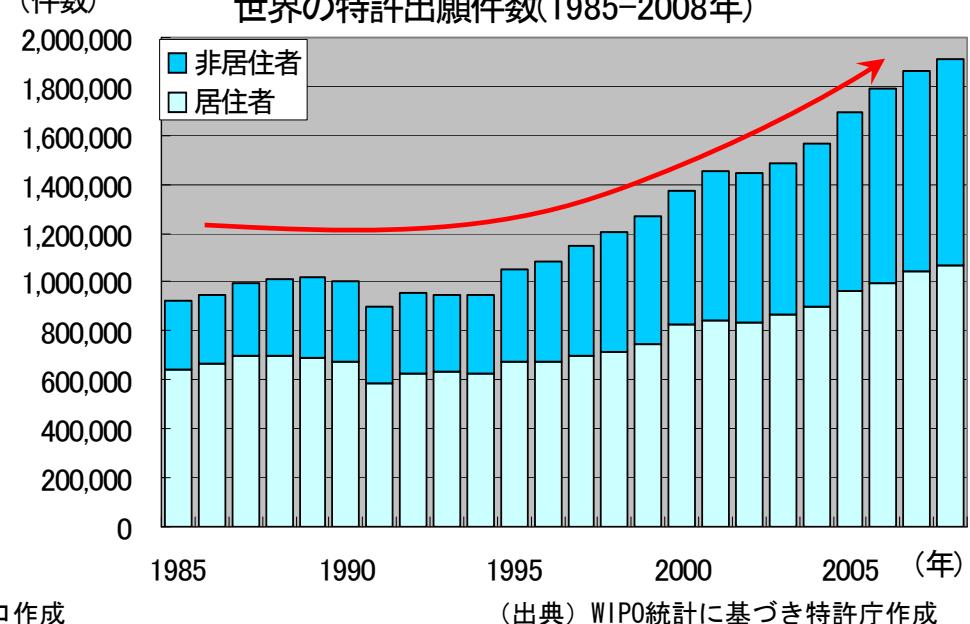
#### 企業等の事業活動のグローバル化の進展

我が国の対外直接投資の推移



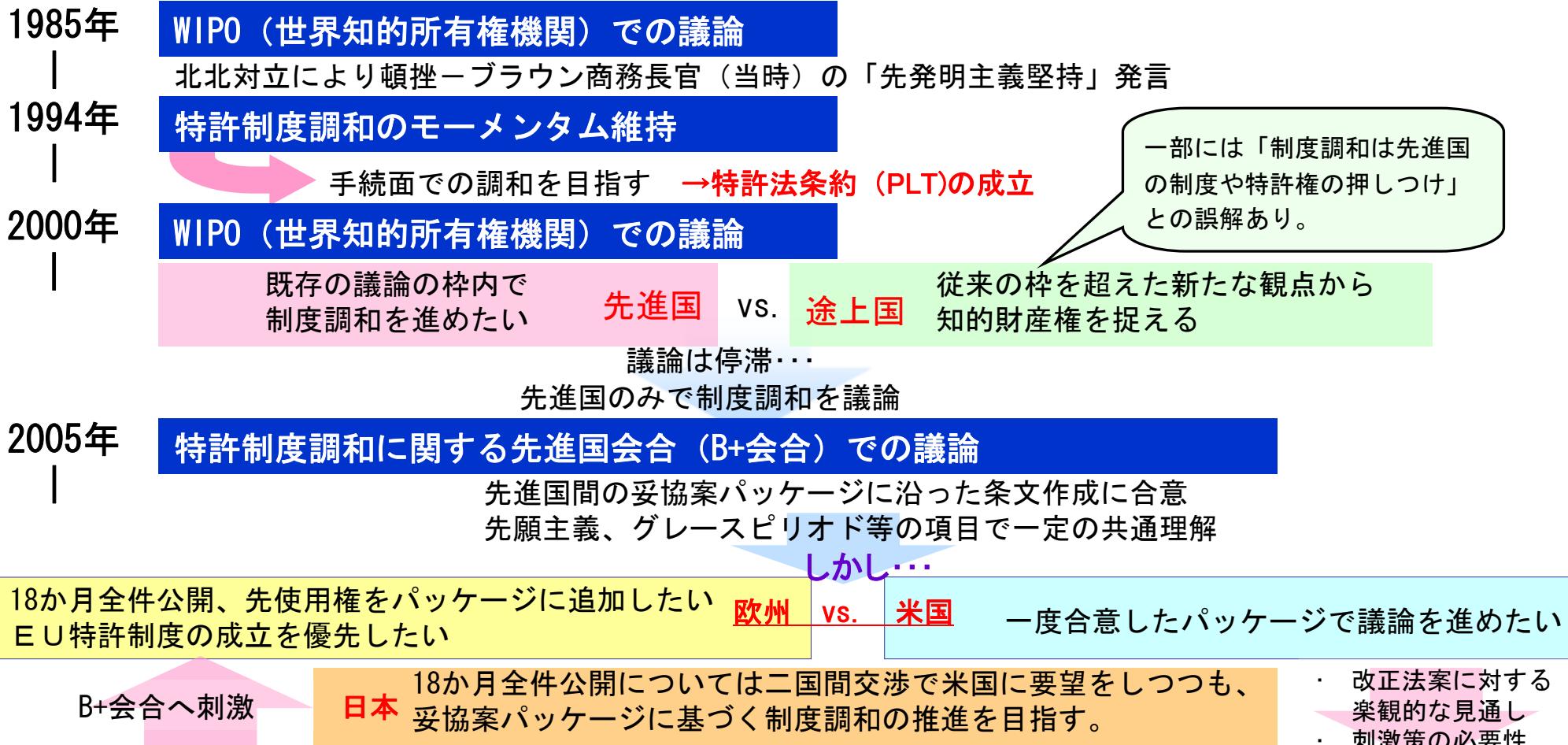
#### 全世界で活発化する特許出願活動

世界の特許出願件数(1985–2008年)



# 4. 特許制度調和の議論 (1/4) ~ これまでの議論①

- 特許制度調和の議論は、当初の先進国間の対立（北北対立）に加え、途上国との反発（南北対立）もあり議論は混沌



## アジア太平洋特許協力フォーラム (2011年3月) (米国主導)

アジア太平洋地域の特許庁首脳が集まり、特許制度調和の重要性を確認するとともに、制度全般における包括的かつ実務的な事項について、外部専門家作成の議論ペーパーに基づいて積極的な意見交換

## 4. 特許制度調和の議論 (2/4) ~ これまでの議論②

- 特許制度調和に関する先進国会合（B+会合）では項目を絞って議論されていたが、日米欧三極の間においても、制度に相違があるのが実情。

### 〔例〕

先進国会合（B+会合）で議論されている主要項目

先願主義

ヒルマードクトリン廃止

宣言不要／12か月のグレースピリオド

先使用権

18か月全件公開

第三者的法的安定性を重視  
欧州※<sup>1</sup>



宣言要／6か月（博覧会の展示等、限定的）

発明者から知得して実施した者にも認める



日本



宣言要／6か月（刊行物、学会発表等も対象）

独自発明者の実施のみ



発明者の利益を重視  
米国

先発明主義

ヒルマードクトリンあり



独自発明者の実施、かつビジネス方法のみ

国内のみの出願は例外

米国特許改革法案※<sup>2</sup>

先願主義※<sup>3</sup>

ヒルマードクトリン廃止



注：

○：制度調和の方向と合致

その他：国内制度との調整が必要となる可能性あり

※ 1 欧州は各国が決定権を有しており、欧州内での調整が難航。

※ 2 米国特許改革法案

（レーハ・スミス米国発明法案）

特許の質の向上や訴訟コストの低減、更に制度の国際調和にも資する包括的かつ抜本的な改革法案。

- ・先願主義への移行
- ・ヒルマードクトリンの廃止
- ・行政上の特許取消手段の充実
- ・無効抗弁の制限

など

※ 3 ただし、先発明主義的

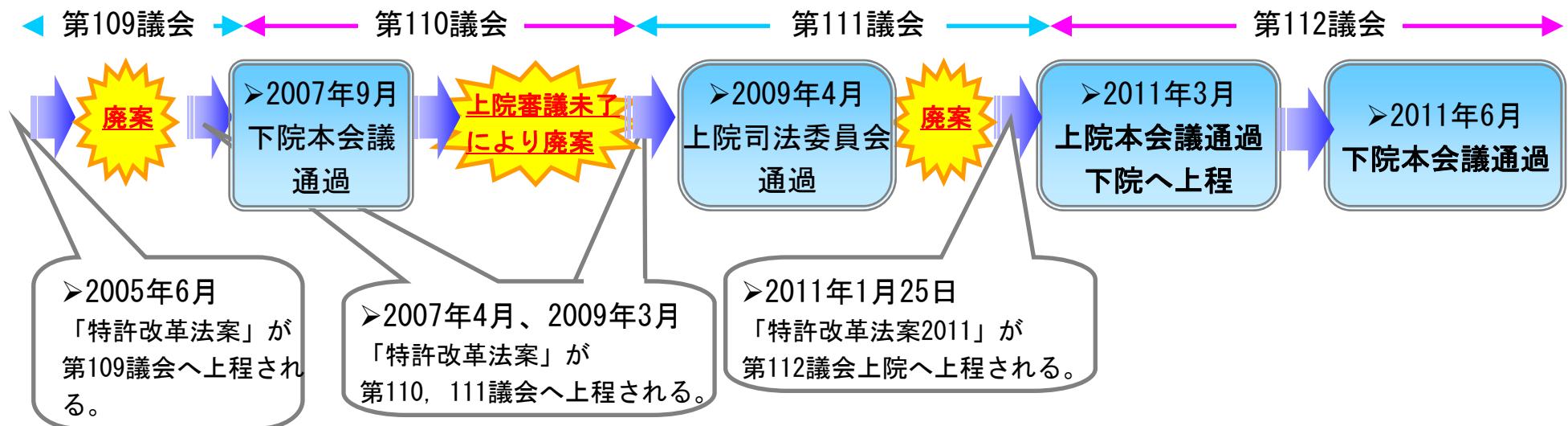
※ 4 下院案では、ビジネス方法のみとの限定を削除

先進国間でも特許制度調和の議論は難航中

## 4. 特許制度調和の議論（3/4）～米国の特許法改革の動向

- 2004年4月、全米科学アカデミー「21世紀の特許制度」を勧告。
- 2005年6月、米議会において特許の質向上と訴訟の軽減を図る包括的な「特許改革法案」上程。
- 2007年、下院本会議を通過するも、上院にて審議未了により廃案。
- 2009年3月、第111議会において、上下院に特許改革法案2007とほぼ同一内容の法案が同時提出される。
- 2010年、上院案は上院司法委員会を通過するも、審議未了により特許改革法案2009廃案。
- 2011年3月 第112議会上院を特許改革法案2011が通過。6月、第112議会下院を通過。

### 先進国会合等で特許制度調和の議論を継続、日米二国間の枠組みを通じた働き掛け



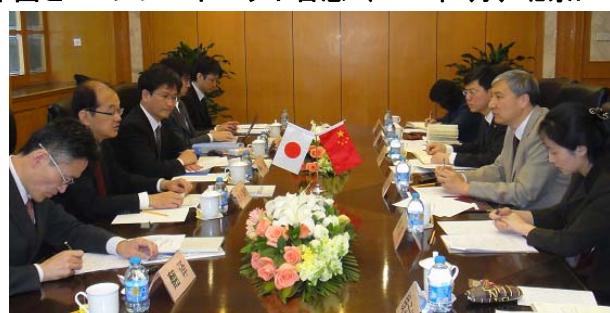
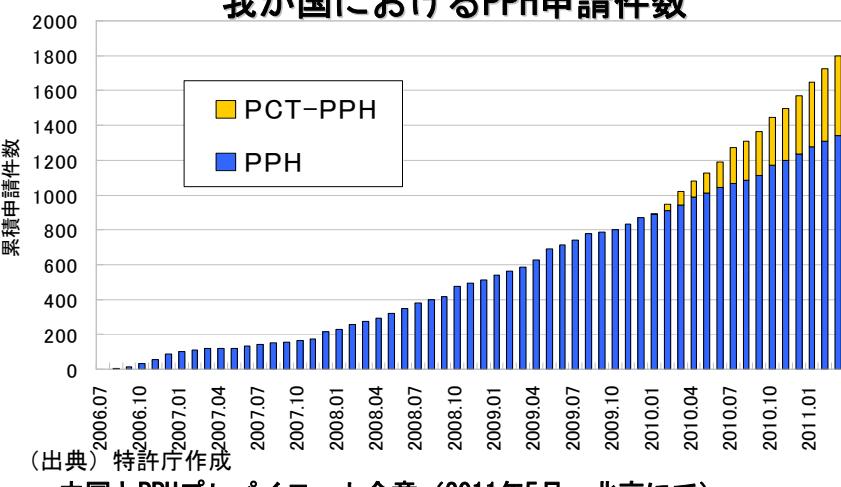
### 米国特許改革法案2011における主要改正事項

- ①先発明主義から先願主義へ移行
- ②ヒルマードクトリン（言語差別条項）の撤廃
- ③行政上の取消処分（異議申立制度）の導入

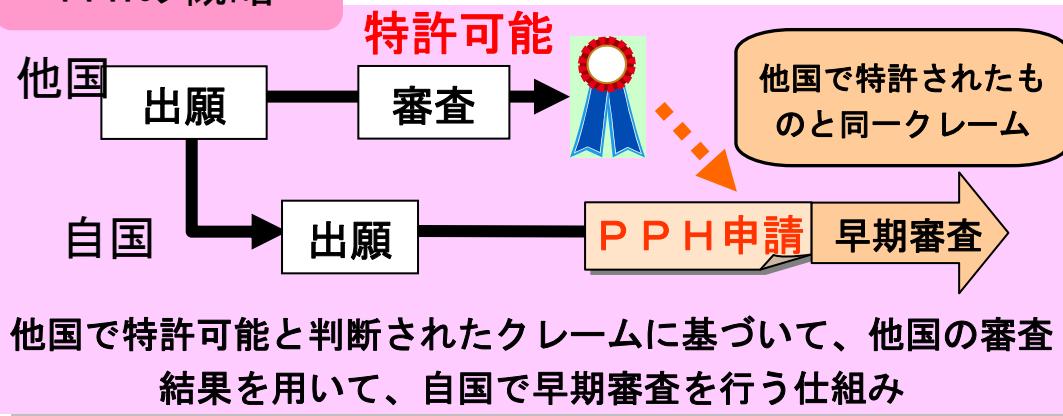
- 特許審査ハイウェイ (PPH) の利用が拡大（現在20か国・機関が参加）し、他庁の審査結果を有効活用するワークシェアリングの取組が深化、成果を上げてきた。中国は、世界に先駆け日本とPPHプレパイロットを開始。
- 同時に、PPHの経験の蓄積に応じ、他庁との審査結果の判断の相違を解消する取組の必要性を一層認識。特許制度調和の機運を醸成。

## PPHの利用は順調に拡大

我が国におけるPPH申請件数



## PPHの概略



同一クレームに基づいて審査するため、  
他庁との判断の相違を把握することが容易化

更なる制度・運用の調和、先行技術調査ツール（検索システム、  
特許分類など）の共通化、使用言語の違いに起因する問題の解消  
などの必要性の認識

## 5. 五大特許庁会合と特許制度調和の議論

特許制度  
調和の議  
論の機運  
の高まり

長年の議論・働き掛けもあり、  
米国で、先願主義への移行を含む  
特許改革法案の審議が進展

PPHの進展につれ、各庁の審査結果の  
相違も明らかになり、制度調和の  
必要性を再認識

アジア太平洋特許協力フォーラム  
開催、欧州を適度に刺激

世界の  
特許出願  
の状況

全世界の特許出願191万件のうち、  
日米欧中韓の五大特許庁で8割（160万件）  
を占める。（2008年ベース）

中国への特許出願は、日本を抜き、米国に  
次ぐ2位へ。2015年には75万件目標。  
(中国抜きでの制度調和の議論に疑問)

これまでの五大特許庁会合では、特許審査のワークシェアリングのための基盤となる  
審査官協力や、電子システムの整備等を中心とした取組を推進してきていたが、・・・

日本は五大特許庁会合で初めて特許制度調和を議題として提示

## 6. 第4回五大特許庁長官会合

- 日本国特許庁による初めての主催により、第4回特許庁長官会合を開催（6月23–24日、東京）。
- 特許制度調和の機運が高まるなか、五庁の枠組において、初めて特許制度調和を議論。

### 今次会合の成果

#### 【特許制度調和関係】

- 各国の特許付与の主権を尊重しつつ、特許制度調和の重要性を五庁間で確認。
- 五庁会合を含めあらゆるフォーラムでの特許制度調和の議論に五庁が積極的に参画する旨、合意。
- 特許制度調和の議論のベースとなる実務レベルの研究（各論点について、調和による効果、調和の困難性を分析）を日本主導で実施する旨、合意。

#### 【その他】

- 日本特許庁の特許分類と欧州特許庁の特許分類を軸に、五庁の間で共通の特許分類の整備を加速することに合意。



(写真)

左から、バティステリ長官（EPO）、イ庁長（KIP0）、岩井長官（JP0）、海江田経済産業大臣、レア副長官（USPTO）、ティエン局長（SIP0）、ガリ事務局長（世界知的所有権機関：WIPO）

※ カッポスUSPTO長官は特許改革法案の議会対応のため急遽欠席となつたが、6月24日午前（日本時間）、議場と米国を電話回線で結び、カッポス長官から下院での法案可決の報告がされた。

→ 制度的な議論に慎重な欧州、中国を含め、  
五庁間で特許制度調和を議論する枠組を確立

## 7. 特許制度調和に向けた今後の戦略

- 日米欧三極会合、先進国会合を通じ、特許制度調和に向けた共通認識を先進国間で形成。
- 五大特許庁会合の枠組みを利用し、中国を交え特許制度調和の議論を展開。  
さらに、途上国を含めWIPOでの議論へ。
- 同時に、五大特許庁会合の枠組みを利用し、ワークシェアリングの基盤整備を進展させつつ、PPHなどの具体的なワークシェアリングの取組を拡大・進化させる。

→ 日米欧三極会合や五大特許庁会合を利用しつつ、  
日本の安定した権利が世界で受け入れられる環境を実現

先進国会合  
日米欧三極

制度調和に向け共通認識を  
先進国間で形成

中国を交え制度調和の議論を展開  
(JP0リードの実務レベル研究)

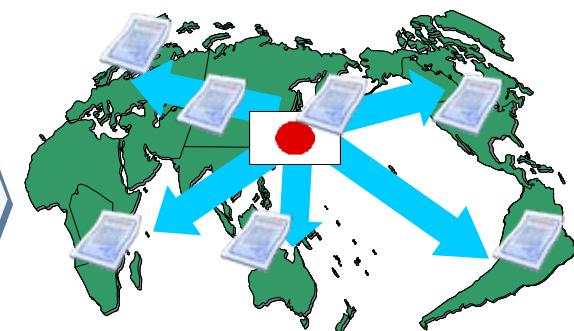
途上国も含めた制度調和の議論、WIPOへ

ワークシェアリングの基盤整備  
(審査結果相互参照システム、分類調和、  
審査官ワークショップ等)

PPH  
特許協力条約

ワークシェアリングの枠組みの拡大・進化  
(PPHの新興アジア諸国への拡大)

日本企業のグローバルな事  
業展開を支える特許制度



日本の特許付与された発明が、  
海外でも円滑に権利化